

フランス航海条例について

一

筆者は前稿⁽¹⁾において、一七九三年九月二日に制定された航海条例の実質的作製者はG. J. A. デュシエールであったこと、彼の経済面での政策意図は植民地貿易とそれに伴う産業を維持ないし強化していくことにあったこと、を明らかにした。本稿はそれを受けて、同航海条例にまつわる他のいくつかの問題を説明しようとするものである。

まず問われなければならないのは航海条例の政治的な目的である。いうまでもなく当時はフランス革命の最も激動的な時代であり、革命政府は内外の諸問題をいわずば対症的に処理していた。その際に航海条例が右のよ

山 崎 耕 一

うな経済的に長期の展望にたつてのみ採択されたとは考えにくいのである。デュシエールの経済面での政策意図を含み込みつつ、なおそれとは異なる政策意図、それはバレールによって示されている。ここで問題になるのは一七九三年五月二九日に行なわれた「共和国の狀態」に関する演説の冒頭「海軍について」と題する部分⁽²⁾、および同年九月二一日の「航海条例に関する報告」⁽³⁾である。

五月二九日の演説の冒頭でバレールは「我々の独立をより確実に脅かし、我々に法律を押しつけんがために、敵は諸海軍勢力を一致させている」と述べ、それに対抗するためのフランス海軍の増強がまだ十分ではないことを指摘する。そして、軍艦および私掠船の増加と海軍の規律のたてなおしが必要であり、そのための計画を委員

会⁽⁴⁾が検討していることを明らかにする。このようにもつばら海軍について語った後、終わり間際になって「ヨーロッパにおける航海の概況に目を投じてみ給え。イギリスの航海条例が我々の富・我々の産業になした害を見給え。一語発し給え。一つ布告を出し給え。そうすればジョージ⁽⁵⁾に率いられてすべての海の上にいる船旗は、順次、自由の旗のもとに消え去っていくだろう。こうして、諸海軍勢力の一致した攻撃にあいながらもフランス海軍は創出され、海上戦力が形成され、我が国民と我が資本は海上に拡大するのである。そして航海条例は我々の領土をマニユファクチュールと商業組織で満たすであろう」と述べて、海軍との関連で航海条例の必要性を説く。そして「これが、我々の最も危険な敵であるイギリス政府に対してなさねばならない真の戦争である。我々は諸君に布告案を提出するであろう」と述べて、「海軍について」を締めくくるのである。

バレールの主要な関心が対英戦争を遂行するための海軍力整備にあり、航海条例についてもフランス産業育成という経済的目的と並んで、それよりも大きく、軍事的目的が与えられていることがみてとれるであろう⁽⁶⁾。この

点は九月二一日の航海条例の報告でさらに明らかになる。この演説でバレールが語っていることは大別して二つある。イギリスに対する非難と航海条例の必要性である。前者に関してはバレールは、「自由なフランスに対してイギリス政府がなした諸犯罪」として、(1)中立国船による貿易を壊滅させたこと、(2)ジェノワ、ヴェニス、ナポリに大使を送り、フランスに対する食糧の出荷停止を画策したこと、(3)フランスへの食糧輸送を妨害したこと、(4)アメリカ・インド・ヨーロッパの食糧を買い占めたこと、(5)穀物供与とひきかえにフランスに王政復古を認めさせようとしたこと、(6)ダンケルクを攻撃したこと、(7)金や賄賂をまいてフランスの国論分裂をはかったこと、(8)フランスの内乱や産業の破壊をはかったこと、(9)フランス海軍に害を与えるため、港の守備隊を買収したことをあげている。すなわち全九点のうち最初の五点までが食糧輸入に関連しているのである。周知の通り、当時のフランスは食糧不足に悩まされており、食糧の確保は民衆生活の安定と軍への補給の双方のため、革命政府にとって緊急かつ重要な課題であった。バレール自身、この問題には腐心している⁽⁸⁾。それに対してイギリスは、その

優勢な海軍力を背景に、一七九三年二月一日には自国船に対してフランス船とその積荷を拿捕することを許し、同年六月八日にはフランスに向かう食糧運搬船は国籍を問わずすべて臨検し、イギリスがその積荷を買い取ることを決定した。⁽⁹⁾ いわば一種の海上封鎖を行なって、フランスを兵糧攻めにしたのだった。フランスは、自国海軍の劣勢故に、こうしたイギリスの措置に有効に対処できずにいたのである。イギリス非難の後半は、(6)を除けば、具体的なものではない。この種の非難には一般に邪推や疑心暗鬼、または扇動のための意図的な誇張がつきまとうことは否定できないであろう。結局、確実なのはイギリスが海軍力を用いてフランスの食糧不足をつくり出していることをバレールが強く不満に思っていることなのである。それが第二の論点、すなわち航海条例の必要性へと連なっていく。

バレールが航海条例の必要な理由としてあげているのは、整理すれば三つの点である。(1)イギリスが握っている制海権を打破するためにはフランス海軍を強化せねばならない。そのためには船舶を増加する必要がある。故に航海条例を採択し、他国の仲継貿易を排除せねばなら

ない。こうして自国船の必要が増せば、造船業が拡大する。それは、そのための材料購入の必要から貿易の拡大をうながし、なお一層の船舶の必要を産み出す。こうしてフランス船が増加する。これが第一の理由である。系論として、造船業の拡大は他産業への波及効果を持つことも指摘されている。さらに、(2)航海条例を採択して仲継貿易を排除すればイギリス・オランダの貿易収入は減少し、その結果両国は衰退して、フランスの地位が相対的に上昇する。(3)航海条例を採択すればフランスが行なう沿岸貿易および植民地貿易の双方が拡大する。その結果、原料輸入が増大するとともに、その見返りの輸出品を生産する需要が増す。従ってフランス産業が拡大する。以上の理由が示されているのである。

ただし、ここで二つの点を注意しておきたい。まず、右の三つの理由は相互に絡みあい、ほとんど一体のものとして述べられているのであるが、重点の置き方には明らかに差があることである。最も明確に述べられているのは(1)である。論理の流れが明らかで印象深く論じられており、読み取るのになんら困難はない。それに比べると(3)は演説の各所に相互の脈絡なく述べられているにす

ぎないのである。ついでに言えば、バレールは(1)の造船業と(3)のフランス産業を同じものように論じているのだが、両者は区別されるべきであろう。第二に、その(3)の論点においても(1)の視点がはいり込んでいることである。前稿で紹介したデュシエールによるモントゥール紙上の記事とバレールの演説を比較すれば、両者の間にかの類似があることがわかる。本稿においては双方のテクストを並置して吟味する余裕はないのだが、後者が前者を模していることはほぼ確実なのである。それでもなお、両者の間には時として微妙な相違がある。一例をあげるとバレールは、フランスが自国の船旗を厳密に管理していないため、イギリス船がフランス旗をつけ、フランス政府の奨励金を受け取ることによってイギリスの資本をふやしている、と指摘する。そして、こうした事態を改善するために航海条例の必要を説き、次いでそのための不可欠な予備措置として新たな出港停止を行ない、フランス旗をつけたイギリス船を没収することを主張するのである。これはデュシエールが一七九三年二月二日および同年七月三日のモントゥール紙の(10)記事で述べたことと論理の構造は等しい。ただしデュシエールはイギ

リスとともにオランダをあげている。すなわち彼が当時の二大貿易国を考えているのに対し、バレールは相手を当面の最大の敵国イギリスだけにしぼっているのである。そして、このような措置をとるのが正当な理由として、「我々を餓えさせる者、我々を滅ぼす者、我々の自由を奪い、我々の麗しい革命の成果を食いつくそうとする者を滅ぼすのはなんら不道徳なことではない」(傍点筆者)と述べる。すなわちバレールが主として関心を持ったのはフランス海軍の育成であった。食糧輸入を確保すること、そのためにイギリスの海軍力を打破すること、それがバレールにとっては航海条例によって実現すべき目標だったのである。産業保護について触れていない訳ではない。しかしそれはデュシエールからの受け売りであって、バレール自身の中ではそれほど大きな比重を占めてはいなかったし、デュシエールを受け売りする際にも軍事的視点をしのび込ませずにはおかなかったのである。(11)

二

ここで以上をまとめると、バレールは主として対英戦争の遂行、およびとりわけ食糧輸入の確保を気遣ってい

たのであり、そのために自国海軍養成の必要を感じたのだ。他方、彼のブレインであったデュシェールの方は、前稿で見たように、主として経済的観点から、植民地貿易とそれに伴う産業を基軸とする経済の育成を考へていたのであった。両者はそれぞれ自己の目標達成のために航海条例が有効な手段たり得ると考える点で一致した。もしくは、一七九三年春から、政策決定に直接参加するようになったバレール⁽¹²⁾は、遂行中の戦争を有利に導く手段を、デュシェールが数年前から唱えていた航海条例に見出し、後者と協力してその制定に努めたのだ。

ここで注意しておかねばならないのは、バレールもデュシェールも共に、フランスが航海条例を採択しさえすればイギリスの国力——バレールにとっては海軍力、デュシェールにとっては経済力——がただちに衰え、その分だけフランスの国力が相対的に上昇すると考へていたことである。確かにアンシャン・レジーム末期にあつては植民地産品の輸入とそのヨーロッパ諸国への再輸出がフランス貿易の半分近くを占めており、また大貿易港の後背地には輸出用の織物を作る農村工業が展開していた。その結果、当時のフランスでは沿岸部の繁栄と内陸部の

停滞が対照的であつた。⁽¹³⁾ このような状況だけを考慮するなら、デュシェールの意図はフランス経済の強化（必ずしも近代化ではないにせよ）に役立ち得るものであつた⁽¹⁴⁾。しかし大革命が始まると、植民地における黒人奴隷の暴動の発生、本国の混乱などにより、一七九二年前半から植民地貿易は激減した。一七九三年二月にイギリスとの戦争が始まり、海上を封鎖されるに及んで、フランスの貿易は一時ほぼ完全に止まつたのである。⁽¹⁵⁾ またフランス海軍の劣勢は敵うべくもなく、共和暦五年（一七九六—一七九七年）になつてもなおイギリス海軍を恐れて正規の海軍は出撃せず、イギリス製品の輸入制限のための取締りを冒險家的私掠船に委ねていたのであつた。⁽¹⁶⁾ このような状態のもとで何故バレールとデュシェールは、一片の法律のみによつて状況を一気に逆転できると信じたのであろうか。この設問に答へるには彼らの現状認識を見なければならぬのだが、バレールはこの点に関してあまり多くを語っていない。既に引用した一七九三年五月二九日の演説において彼は、フランス海軍の整備が遅れていることは認めながらも、以前よりはよくなつているとし、「沿岸航海は効果的に防禦されるようになった。

毎日、トゥーロン、マルセイユ、ポルドー、ル・アーヴル、ブレストで輸送船は安全に出入りしている」と述べている。また九月二一日の航海条例の報告においても「フランスが（イギリスによって）封鎖されている」というのか！あの野心的で商業を重視したカルタゴ人、あのカルタゴの信念を持った人々も、自分たちの当然の没落を前にしながら、ローマについて同じことを語っていたものだ」と述べるのである。⁽¹⁷⁾両方とも国民公会における演説であるから、扇動的効果を狙った要素があるだろう。それにしてもなおバレールは、現在までの歴史学が明らかにしていることとは逆に、自国の軍事力と敵国の実力についてかなり樂觀的であったように思われる。他方デュシエールは、イギリスの弱点として、財政における借入金金の多さを指摘している。パンフレット「フランス、イギリス、およびアメリカ合衆国における借入金金について」⁽¹⁸⁾においては、イギリス財政が対米戦争のための借入金で逼迫しており、利子率を下げてもなお返済の目度はないと述べる。またモントゥール紙上の記事においても、一七九三年二月一二日⁽¹⁹⁾にはイギリス政府の借入金金は三億七七〇〇万リーヴル・スターリングにのぼっ

ているとし、同年四月一日には、⁽²⁰⁾この借入金金の返済にあてるためイギリス国民は収入の二〇分の一三を税として納めており、そのために首相のビットはフランス革命がイギリス国民の不満を刺激して内乱を生じること恐れているのだと述べた。このような意見はデュシエールだけのものだったのではない。ヘクシャーによれば、当時のフランス人はルソー主義者も重農主義者ともに、イギリスのような海上貿易・植民地経営を中心とする経済は土地に確固たる基盤を持たないが故に、空疎でもろいものであると考えていた。例えばジロンド派のブリソも国民公会で同様の意見を述べている。イギリス財政に占める借入金金の多さはこうしたもろさの表れと考えられたのであり、アダム・スミスを含む多くのイギリス人自身がイギリス政府の破算を予想したのだった。⁽²¹⁾従ってバレールやデュシエールにとつてのイギリスは、現在の我々が考えるような、産業革命を経験しつつあって後に世界の工場となる基盤を作りつつあった国だったのでない。確かに繁栄してはいるが、その誤った産業政策のためにすでに頂点を過ぎて凋落に向っており、航海条例に頼ることによって命脈を保っている国にすぎなかったの

である。従つて、フランスが航海条例を持つことにより、イギリスが同じ条例から得ている利点をなくしてしまえば、後者は支柱をはずされてだだちに崩壊に向かうはずだったのである。それに対してフランスは豊かな農地と発達したマニユファクチュールを持ち、その上で商業を営んでいるのだから、将来にわたつて繁栄が約束されているのだ⁽²²⁾。勿論、今日の我々には全く明らかでない、このような状況判断は完全に誤つたものだった。その誤まりは彼ら自身が、航海条例の制定直後から、思い知らされることになるのである。

三

それではフランス航海条例はどのような経過をたどつて成立し、さらには消滅に至つたのであろうか。まず九三年秋の成立に至るまでの過程はナスバウムが詳細に示している⁽²³⁾。それによれば、航海条例の制定を求める動きは立憲議会の時からあり、一七九〇年末からは具体的な準備作業も行なわれた。中でも農商委員会は、とりあえず航海条例の原則をタバコ輸入に適用することを考え、一七九一年三月一日に同委員会のルーシユーが(1)タバコ

の輸入先をアメリカ合衆国、スペイン領諸島、ロシア、レヴァントに限ること、(2)タバコの輸入はフランス船および輸出国船に限ること、の二点を議会に提案した。しかし第二点に対して反対があり、採択には至らなかった。その他の動きも成果を生むには至らなかった。航海条例が再び考慮されるようになるのは国民公会の時、一七九三年二月一日に英仏通商条約が廃棄されてからであり、具体的な日程にのぼるのはジロンド派が政治的影響力をほとんど失なつてからである⁽²⁴⁾。一七九三年五月二〇日にブルドンロッドロワズが国民公会に対し、外交委員会および海軍委員会が早急に航海条例を準備するよう指示を出すことを要請した。同月二五日にはバレールが、海軍委員会が航海条例を準備することを提案した。同月二十九日には同じバレールが国民公会で航海条例の緊急な必要性を訴えている。ブルドンの要請をうけて海軍委員会のマレックが航海条例を準備し、六月二十九日に同委員会に私案を出した。そして商業委員会・公安委員会の意見にもとづく訂正を加え、七月三日に国民公会に報告した。この案はデュシユールの影響を強く受けている。七月一九日に国民公会で同案の審議が行なわれ、ドロ

ネ・ダンジェが反対した。彼はイギリスの繁栄が貿易によること、フランスにも航海条例が必要なことは認める。しかし戦時下で中立国船に貿易の多くを依存している状態で航海条例を実施することは不可能である、としたのである。この反対のためマレック案の採決は延期された。

デュシエールはドローネへの反論を国民公会への手紙というかたちで提出した。公安委員会はデュシエールを支持したが、航海条例を国民公会に採択させるにはなお実力が不足していた。同委員会が九三年夏の危機をのりきり、以前のよりも一層強力になってから、九月二一日にバレールが航海条例を報告するのである。こうして成立した航海条例は以下のようなものであった。

第一条、フランスと平和状態にある国とフランスとの間に存する航海通商条約は、本布告によってなんら変更を加えられることなく、その形式と内容に依じて実施される。

第二条、一七九四年一月一日以降、いかなる船舶も、フランス本国もしくは植民地および他のフランス領土において建造されたのではないならば、もしくは敵に対する正当拿捕の宣告を受けるか共和国の法に違反したものと

して没収されたのではないならば、または完全にフランス人に帰属し、かつ士官全員と乗組員の四分の三がフランス人でないならば、フランス船とはみなされず、フランス船の特権を要求する権利を持たない。

第三条、外国のいかなる食糧品、生産物、もしくは商品も、フランス船またはそれが栽培・生産もしくは製造された国または通常の交易地にして最初の積み出し港の住民に属する船舶によって直接に輸入されるのでなければ、フランス本国、植民地およびフランス領土への輸入は認められない。前記外国船舶の士官全員と乗組員の四分の三は、その船舶の船旗の国籍でなければならない。この規定すべてに反するものは船舶と積荷を没収され、所有者・船舶と積荷の連署人および代理人、船長および航海士に対し連帯でそれぞれが三〇〇〇リヴルの罰金に処す。

第四条、外国の船舶は、フランス本国・植民地およびフランス領土で栽培・生産もしくは製造されたいかなる食糧品、生産物および製造品をも、フランスの一港から他港へ運送し得ない。違反は第三条に示した罰金に処す²⁵。以上である。さらに同年一〇月一八日、ブルドン²⁶

ド・ロワズが航海条例の実施細則を四〇条にわたって提案し、採択された。こうして航海条例は名実ともに成立したのである。

しかし、航海条例をめぐる状況判断においては、デュシェールよりもドローネの方が正しかった。当時のフランスは既述のようにイギリスの封鎖を受けており、しかも国内においては最高価格法により物品の価格は定められていた。それ故、中立国船は危険を冒してフランスに入港しても、それに見合うだけの利益をあげられなかったのである。²⁸ 自国船で貿易しようにも、フランス船は不足していた。このような状態で貿易を制限することは事実上不可能だったのである。

バレールの主要な関心事であった穀物の輸入はとりわけ重要であった。デュシェールはこの問題に関して、合衆国から穀物を輸入することを提案している。²⁹ 米仏の連帯がその理由である。しかしそれと並んで、(1)合衆国の穀物は安価であること、(2)合衆国が独立戦争中にフランスから行なった借入金の返済を穀物で受け取ることになればフランスから正貨が流出しない、の二点も指摘している。²⁸ これとならんで国内の措置として、一七九二年九

月二四日の寄稿²⁹では、(1)穀物の国内流通は完全に自由であるべきこと、(2)フランスへの穀物輸入はいかなる時にも許可されるべきこと、(3)穀物の平均価格が賃金の平均水準を上まわった時には輸出は禁止されるべきこと、の三点を提案している。時間を下って、一七九四年四月一日には、イタリアからフランスへ穀物を運ぶ船についてはフランス船と同じ扱いをし、入港税を免除する、という措置を提案している。

実際に出された法令では、一七九三年一月一八日の航海条例に関する細則が、第二条で戦時にはフランス船もしくは中立国船が敵国商品を間接輸入することを認め、第三条ではフランス共和国に貢献する船については航海条例の規定の適用を免除することを定めていた。これらの例外条項は戦時に航海条例を適用するためにとられた措置であった。しかし、これによっても必需品の輸入とそれに見あうだけの輸出は十分ではなかった。九三年一月後半になると公安委員会は少しづつ規制を緩め、各港の商人の自主性に委ねる方向にむかう。そして同年二月一〇日、ついに同委員会は戦争中は航海条例を停止する旨を宣言した。³¹ デュシェールは九三年八月にドロー

ネへの反論として、戦時こそ航海条例を採用しやすい時である、とした。しかし、この反論からわずか四カ月足らずで、論敵ドローネの方に理があったことが明らかになったのである。

四

それではこの一七九三年の航海条例は後のナポレオンの大陸制度とはどのような関係にあるのだろうか。まず航海条例の作製者についてみると、バレールはその後も戦争遂行のための科学者・技術家の動員、最高価格法の改訂などに活躍しているが、貿易政策については発言しなかった。一七九四年九月にはテルミドールの反動の中で公安委員会辞任に追いこまれ、翌年三月には恐怖政治の責任を問われて逮捕されている⁽³²⁾。他方デュシェールは、航海条例の失敗の後に政治的影響力を失ったものの、一七九六年までモニター紙に寄稿しており、そこで興味深い意見の変化を示している。とりわけ一七九五年九月二〇日の記事はこの点で重要である。この記事の前半は同年七月二二日に締結されたスペインとの和平条約に対する論評であるが、それに続けてデュシェールはイ

ギリスとフランスの現状を比較している。そして、通商条約、関税制度、海軍、徴税制度などにおいてイギリスの方がすぐれていることを指摘するのだが、とりわけ重要なのは以下の二点である。すなわちデュシェールによれば、第一に、フランスとイギリスはともに貿易差額は黒字であるが、その原因は全く異なっている。フランスが輸出するのは植民地産品、ブドウ酒、蒸留酒、奢侈品であるが、イギリスは毛織物、金物、綿織物、銅、石炭、魚と魚油を輸出している。またイギリスは奴隷貿易によりポルトガルの金を手に入れ、またマニユファクチュール製品の販売と穀物・タバコの再輸出により外貨を入手して、それをインドに投資している。しかもイギリスは航海条例により貿易に必要な船を既にそろえているのである。第二に、フランスは自国でしか消費されない無益なものをつくっているが、イギリスでは必要かつきわめて有益なものしか製造せず、それらは金のある国で確実に販売できるのである、ここにおいてデュシェールが、一方においてはあくまでも貿易Ⅱ正貨の獲得を富の源泉と考えていること、しかし同時に他方においては貿易の内容および貿易と国内産業の結びつきに目を向け、植民

地産品の再輸出を主体とするフランスよりも自国工業の産品を主体とするイギリスに優位を認めていることが示されている。その結果、フランスの産業は自国で消費する物を生産するから富の形成については無益であり、イギリスは他国に売って正貨を得ることができるようなのを生産するが故にその産業は有益である、という結論になる。しかし、もし国内産業の発達にイギリスの優位をみるなら国内市場向けの生産を「無益」とはいえないはずであり、逆に貿易差額を問題にするなら植民地中心の貿易が必ずしも不利だとは断定できないであろう。従って右のデュシェールの考えは理論的に不備な点がある。

恐らく彼は、イギリスの国内産業が既に産業革命を経験しつつあって——新しい技術が国内に普及するのはナポレオン戦争期であるにせよ——他国産業よりはすぐれた生産力を持っていたこと、イギリスの貿易上の優位はそうした基盤の上に成り立っていること、を漠然と感じ取っていたのだ。ただ貿易という現象面から考察しているため、英仏の差に気がつきながら、その真の原因にまでは到達しなかったのである。それにしても、以前はイギリスの優位を単に航海条例・通商条約などの制度に

還元していたことを思い出すなら、この九五年九月二〇日の寄稿は一つの進歩を示しているといえよう。もはやデュシェールはフランスが航海条例を持ってばすべてが解決するとは考えないのである。

フランスは一七九三年一月九日のトゥーロンの奪回、同月二六日のランダウ解放によって、国内の戦乱はほぼ終わっていた。翌九四年六月二六日にはフルリュスの戦いに勝ち、逆に国外へ進出していく。同年一月にはプロシアとの和平交渉が始まり、九五年一月にはフランス軍がオランダを占領した。こうした軍事的背景のもとに、デュシェールはイギリス批判の型を変え、ヨーロッパ大陸対イギリスという対立の図式を意図的に作るようになる。イギリスは不誠実で自国の利害しか考えていない(九四年六月一六日、同年一〇月一八日、同月三二日)⁽³⁴⁾。「イギリス人はヨーロッパ大陸の平和とマニユファクチュールの敵である」(九五年六月一六日)⁽³⁵⁾。故にヨーロッパ大陸諸国は講和をし、かつそれぞれが航海条例を持って、イギリスを貿易から排除すべきである(九四年一〇月二五日、同月三一日、九五年九月二〇日)⁽³⁶⁾。こうした提案はフランス軍がオランダまで進出することにより現実的

な基盤を持つに至った。これはフランス自身にとっても、ヨーロッパの七主要河川（セーヌ・ロワール・ガロンヌ・ローヌ・エスコ・ムーズ・ライン）をすべて支配下においたことになり、貿易が四分の三は増加する上、パリが国境から遠ざかってプロシアからの危険がへるといふ利点があった。しかしそれと並んで重要なこととして、オランダ七州とオーストリア領ベルギーはイギリスのヨーロッパ大陸における基地となっており、イギリスがフランドル・オランダとの交易からあげている貿易差額の黒字はイギリスがヨーロッパの同盟国に与えている援助金の額に等しい⁽³⁹⁾。故にフランスがオランダを占領することは「ヨーロッパの平和と我々の自由のため」「イギリスの繁栄の基盤となつてゐる外交体制を変える」ことなのだ⁽⁴⁰⁾と指摘してゐる。イギリスの「商業専制主義」を破るのはフランス政府の役目なのであり、フランス軍のオランダ占領は「ヨーロッパ全体および被占領地の一般的利益」にかなうことである⁽⁴²⁾。こうした考えは後の大陸制度と同じ方向にあるといつてよい。ただし大陸制度には、ヨーロッパ市場をイギリスから守るといふことと同時に、その市場をフランス産業のものとし、フランス

の経済的支配力を確立するという目的もあつた⁽⁴³⁾。このうちデュシエールの考えと一致しているのは前者のみである。後者はナポレオンによるヨーロッパの軍事的征服を背景に持つてのみ出てくる目的であつて、一七九四・五年にはまだフランスと他のヨーロッパ諸国を平等な立場に立つものとしてとらえざるを得なかつた。故にデュシエールは「各国は、自国沿岸と河川の航行・植民地との通商を自国船に限り、また自国船と輸出国船による直接貿易のみを認めるべきである⁽⁴⁴⁾」「フランスの航海条例はイギリスのそれのようにエゴイズムを持つものではない。フランス人民は、自国が他の列強に認めていない仲継貿易を、他国は認めるように要求するつもりはない。フランスの航海条例は独立・海洋の自由・諸国民の権利の宣言である⁽⁴⁵⁾。」と述べたのだつた。

こうした構想は単にデュシエールの思考の中のみ存在したのではなかつた。この時期のフランスは、アンシャン・レジーム末期に比べて、二つの点で大きく変化していた。ともに既に本稿中で触れたことであるが、ここでもう一度まとめると、第一に植民地貿易が壊滅的な打撃を受けたことである。これは単に植民地産品の輸入と

再輸出を貿易の基軸に据えることができなくなったただけではなく、フランス産業の原料供給地と製品市場を他に求めねばならなくなったことを意味する。第二に、ヨーロッパ大陸をフランスの支配ないしは影響下においたことである。勿論、これがより完全なものになり、他国の産業を政治的手段で排除し得るようになるにはナポレオンの出現を待たなければならぬ。しかし一七九四年後半から第二点の萌芽は現れているのである。すなわちヨーロッパを新しい市場とする可能性がでてきたのだった。このような状況のもとに一七九六年頃からフランス工業の再編成がみられるようになる。インド更紗の製造を中心にしてイギリス式の機械が導入されるのである。この技術革新を担ったのは主に伝統的な工業地域であるオートリノルマンディの工場経営者で革命の混乱を生きのびてきた人々であった。彼らがこの時期から、先行するイギリス綿工業の製品をヨーロッパから締め出すことを要求するようになる。⁽⁴⁶⁾ 同じ時代の軍事的成功がこの要求を現実的なものにした。「ヨーロッパ大陸をイギリス商品に対して閉ざすという考えをめざさせたのは、ベルギー征服に続くオランダ征服であるように思われる。」⁽⁴⁷⁾ 具

体的には、一七九六年七月二日の法令が、それまでの中立国船による貿易を妨害しないことを主眼とした政策を変更し、イギリス製品の締め出しを最優先課題とする政策に移る転機となった。一七九八年一月一八日の法令でこの傾向が強化される。また、ヨーロッパ大陸全体がイギリスに対抗して共働するという面では、一七九七年からまずハンザ諸都市を取りこむことをめざして具体的な計画がつけられるようになった。⁽⁴⁸⁾ こうした動きがそのまま、ナポレオンの大陸制度へとつながっていくのである。従って航海条例と大陸制度は同じ性質のものではない。一七九一年頃から現れる統制主義の傾向が九三年の航海条例を経て大陸制度にまで一貫しているという見解はしばしば見られる。⁽⁴⁹⁾ 確かにフランス経済の保護・強化をめざす点では一貫している。しかし、その経済の内実に目を向けるなら、航海条例と大陸制度の間には断絶もしくは方向転換があるのであり、前者の失敗が後者を生み出したのである。すなわち前者はアンシャン・レジーム末期の植民地に依存する経済を強化することをめざしたものであった。それは海軍育成の必要とあいまって、一七九三年秋に成立した。しかしその時には既に革命と戦争

——植民地の反乱・イギリスによる海上封鎖・中立国船による食糧搬入の必要——が航海条例を実施しうる条件を破壊していったのだった。同じ革命と戦争は、人と物資の徴発・信用制度の破壊などによってもフランス経済に打撃を与えたが、ヨーロッパ大陸におけるフランスの支配的地位という新しい条件をもつくり出した。こうして外側から押しつけられた条件に沿ってフランス経済は一七九六年頃から動き始めた。大陸制度はこの新たな動きを保護・育成しようとしたものである。デュシェーヌルの思想の変化するし発展は、こうした現実の動きと軌を一にしていたのだった。

- (1) 「デュシェーヌルとフランス航海条例」『一橋論叢』、第八十七卷二号、一九八二年二月。
- (2) *Archives parlementaires*, t. 65, pp. 567-568.
- (3) *Ancien Monteur*, (以下 *Monteur* と記す) t. 17, pp. 718-720, 722-726.
- (4) 原語は「*Le comité*」公安委員会のことであろう。
- (5) 当時のイギリス国王ジョージ三世。
- (6) 同じ演説の「植民地について」と題する部分では植民地の混乱を「公共の繁栄とフランス海軍の拡大がかかっている重要で不幸な問題」と呼ぶが、今はまだこの問題を扱

う時ではないとして、それ以上に立入るのを避けている。将来は植民地に自由を認めつつ本国に結びつけるのが「艦隊によるよりも効果的な防衛のやり方」だと述べている。

Archives parlementaires, t. 65, p. 576.

- (7) バレールの批判は一三点にのぼっているが、同じ内容のものを整理して、本稿では九点にまとめた。

(8) 例えば一七九三年八月九日には公共穀庫の設立を提案した。Leo Gershey, *Bertrand Barere, a reluctant terrorist*, 1962, pp. 176-180 参照。

(9) Eli F. Heckscher, *The continental system, An economic interpretation*. 1922, p. 43.

(10) *Monteur*, t. 15, p. 411, および t. 17, p. 17. また拙稿(前出)も参照。

(11) バレールの演説についてさらに細かい点を明らかにしておく。彼は航海条例が必要な理由の(1)で船舶の需要が増すことが造船業の拡大につながると説いており、外国製船舶の輸入は考えていない。これは彼自身が明らかにしているように、外国製船舶が質が落ちるからであるが、船舶輸出が自国海軍の優位を保とうとする限り、外国に質のおとる船を渡すのは当然であろう。故に「海軍が必要なもの」を外国商人に頼る訳にはいかなない(バレール、同演説)のである。また吉田静一氏はこのバレールの演説を分析して(吉田静一『フランス重商主義論』一九六二、一〇三一—一〇八頁)その特徴を(1)革命フランスの世界史的優越性と

結びつけて航海条例をとらえている点、(2)国内外市場の保護・国民的産業の育成を中心に据えている点、(3)航海条例をヨーロッパ的規模で考えている点、の三点に見出ししている。(1)については特に言うべきことはない。(2)についてみれば、バレールが述べたことのうち経済的な問題に関する部分はデュシェールに依拠しているのである。デュシェールの構想については前稿で述べた通りである。(3)については異論の余地があろう。確かにバレールの演説中には、一見、全ヨーロッパに対する対英共同闘争の呼びかけとともたれる部分がある。しかし仔細に読むならば、これはスイス・ジュネワ・ヴェネチア・スウェーデン・アメリカ合衆国の中立国に対するものであることがわかる。とりわけスイスと合衆国はともに共和国である点でバレールの共感を心得ている。それに対して、イギリスとともに対仏戦争に参加しているプロシア・オーストリア・オランダに対してはバレールは何も呼びかけてはいないのである。バレールがイギリスとヨーロッパ大陸を区別しているのは、前者は海戦の相手でフランスが著しく不利であったのに対し、後者は陸戦の相手で、この時代にはフランスが比較的利益に戦々々進めていた、という純粹に軍事的な事情によるのである。(12) バレールは四月六日にできた第一次公安委員会の委員に選出された。L. Genshoy, *op. cit.*, p. 155.

(13) F. Crouzet, "L'Angleterre et France au XVIII^e siècle", *Annales E. S. C.*, 1966, pp. 254-291, F. Brandel

et E. Labrousse (éd.), *Histoire économique et sociale de la France*, t. 2, 2^e partie chap. 5, pp. 503-514, *Revue d'histoire* F. Crouzet, "Le commerce de Bordeaux" dans F.-G. Pariset (éd.), *Bordeaux au XVIII^e siècle* 1968, Liv. II, chap. 3, 4, pp. 221-234, 邦語文献では服部春彦「十八世紀後半におけるフランスの植民地貿易」『西洋史学』九七号、一九七五年、一九一三九頁、同「十八世紀におけるフランス対外貿易の展開過程」『京都大学文学部紀要』一九七九、一五八頁。

(14) ただしフランス革命の直前、一七八七年頃からフランス工業は新たな発達を示しており(F. Crouzet, "L'Angleterre et France au XVIII^e siècle", p. 264) また貿易においても北ヨーロッパ(ここではオランダからハンザ諸都市を経てロシアに至るまでの沿岸諸国を指す)市場において同じ頃フランスからの輸出に占める植民地産品とブドウ酒・蒸留酒の比率が若干下がって、フランス産品の輸出が多様化する兆を見せ始める(P. Jeannin, "Les marchés du Nord dans le commerce français" dans P. Léon (éd.), *Avant et structures du commerce français au XVIII^e siècle*, 1973, p. 56)。こうした新しい傾向はその後展開しながらに「革命による混乱によって押しつけられたのだ」と。

(15) E. Levasseur, *Histoire du commerce de la France*, t. 2, pp. 14-20, E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 43-47,

- L. Bergeron, "L'économie française sous le feu de la révolution politique et sociale" dans P. Léon (éd). *Histoire économique et sociale du monde*, t. 3, 1978, pp. 347-349. Cl. Perrot, "Voies nouvelles pour l'histoire économique de la Révolution". *Annales historiques de la Révolution française*, 1975, pp. 32-34. ナムユーウの 512 F. Crouzet, "La ruine du grand commerce" dans Pariset (éd.) *op. cit.* pp. 485-490. 邦語文献として は服部春彦「十八世紀末—十九世紀初頭におけるフランス貿易構造の転換」『京都大学人文学報』一九八一「一五三一—一五七頁」。
- (9) B. de Jouvenel, *Napoleon et l'économie dirigée*, 1942, p. 81.
- (17) イギリスをカルタゴに、フランスをローマにそれぞれ ならせるのはこの演説中に多くみられるレトリックである。
- (81) *De la Dette publique en France, en Angleterre et dans les Etats-Unis de l'Amérique*, par M. Ducher, S. l. n. d.
- (8) *Montieur*, t. 15 p. 411.
- (80) *ibid.*, t. 16, p. 96.
- (82) E. F. Heckscher *op. cit.* pp. 59-61 #4 F. Acomb, *Anglophobia in France 1763-1789*, 1950, p. 50, pp. 59-60 参照。
- (22) ナムユーウの「一七九四年七月六日の記事」*Montieur*, t. 21, p. 137 参照。
- (23) F. L. Nussbaum, *Commercial Policy in the French Revolution, a study of the career of G. J. A. Ducher*, 1923, pp. 37-110.
- (24) 勿論「それまで」も賛否両派の意見の対立はあった。ナムユーウが「モンコン」をキリシタン紙に扱った航海条例を説くところには前稿と見た通りである。
- (25) *Montieur*, t. 17, p. 726.
- (26) G. Lefebvre, "Le commerce extérieur en l'an II" dans *Les études sur la Révolution française*, 2e éd. 1963, pp. 241-251.
- (27) 「一七九二年九月二十四日の記事」*Montieur*, t. 14, p. 27.
- (28) 「一七九三年八月二日の記事」*ibid.*, t. 17, p. 282.
- (29) 注(27)に同じ。
- (30) *ibid.*, t. 20, p. 180.
- (31) G. Lefebvre, *op. cit.* pp. 249-250.
- (32) L. Gershoy, *op. cit.* pp. 203-275.
- (33) *Montieur*, t. 25, pp. 769-771.
- (34) *ibid.*, t. 20, p. 732, t. 22, p. 245, p. 369.
- (35) *ibid.*, t. 24, p. 685.
- (36) *ibid.*, t. 22, p. 302, p. 369, t. 25, p. 771.
- (37) 「一七九四年一〇月三十一日」*ibid.*, t. 22, p. 369.
- (38) 「一七九五年六月一日」*ibid.*, t. 24, p. 686.

- (39) 一七九四年八月一八日 *ibid.*, t. 21, p. 513.
- (40) 注(38)と同じ。
- (41) 一七九五年九月二〇日 *ibid.*, t. 25, p. 771.
- (42) 注(38)と同じ。
- (43) J. Godechot, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, 2^e éd. 1968, p. 685; B. de Jouvenel, *op. cit.*, p. 416; E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 295-302; 吉田静一『前掲書』一二二頁、一七三頁。
- (44) 一七九四年一〇月二四日『*Moniteur*』, t. 22, p. 294.
- (45) 一七九四年八月一八日『*ibid.*』, t. 21, p. 513.
- (46) L. Bergeron, *op. cit.*, pp. 361-363; Cl. Perrot, *op. cit.*, pp. 34-36.
- (47) B. de Jouvenel, *op. cit.*, p. 58.
- (48) 同、E. F. Heckscher, *op. cit.*, pp. 47-58.
- (49) *ibid.*, pp. 23-28, pp. 51-58; L. Bergeron, *op. cit.*, p. 358; 吉田静一『前掲書』なす。
- (50) 「新たな動き」として、経済の担手なり形態なりが変わった訳ではない。技術革新のような変化はあるが、全体として企業形態(集合マニョファクチュール、分散マニョファクチュールの双方)は変わらなかった。ただし貿易形態の変化に伴って繁栄の中心は大貿易港の後背地から陸上貿易の交易地周辺へと移動してゐる。L. Bergeron, *op. cit.*, pp. 361-368.

(昭和五十七年三月脱稿) (一橋大学助手)